

水産委員会 議録 第二十二号

昭和二十九年四月三日(土曜日)

午前十三時三十九分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

委員 高 嘉郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 田中 光一君 理事 中村 龍一郎君

理事 山中 日露史君 理事 田中 幾三郎君

遠藤 三郎君 理事 田中 幸雄君

白濱 仁吉君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 石村 英雄君

辻 文雄君

出席政府委員

總理府技官 堀井 啓治君

(調達局長) 水産庁長官 清井 正君

通商産業事務 川上 為治君

官(鉱山局長)

委員外の出席者

總理府事務官(調達局長) 佐藤 長治君

佐藤 長治君

四月三日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

漁船損害補償制度拡充強化に関する陳情書一長崎市長上町魚市場階上遠洋漁船保険組合理事長秋山俊一郎(第二六一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員長及び小委員の補欠選任

漁業用燃料に関する件

漁業損害補償に関する件

○田口委員長 これより会議を開きます。

この際小委員及び小委員長の補欠選任についてお諮りいたします。先般辻文雄君が委員を辞任されました結果、同君が従来担当しておりました公海漁業に関する小委員及び同小委員長が欠員となつております。この際その補欠選任を行いたいと思ひますが、その後同君が再び委員に選任されましたので、これは選挙の手續きを省略し、委員長において従前通り同君を公海漁業に関する小委員及び同小委員長に指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めそのように決めます。

○田口委員長 まず漁業用燃料に関する件について調査を進めます。質疑を許します。赤路友藏君。

○赤路委員 先般来当委員会では漁業用燃料のことに付いて各委員から御質問があつたのでございますが、最近の新聞を見ますと、二十九年年度の石油外貨の割当が決定したということでございますが、新聞紙上では一億三千六百六十万ドル、こういうことになつておるわけなんでございます。この点間違ひがないかどうか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 ただいまお話がありましたように、外貨の総額につきましては、石油関係は大体一億三千六百万ドル程度でございます。

○赤路委員 外貨の割当が決定いたしました。いよいよ輸入という問題になるわけでございますが、為替は従来通りでございます。原油は原油、製品は製品として別に組まれるのか、それとも通産委員会等でもいろいろ問題になつておりますが、為替一本化で行くのか、その方針は御決定になつておるのかどうか、伺ひたい。

○川上政府委員 今のところは、大体従来と同じような考え方であつております。すなわち原油については原油の外貨をつけますし、ガソリンについてはガソリンの外貨をつけますことになつております。重油についても製品の外貨をつけますわけでありまして、従来通り行きたいと考えております。この際一本化しようという考えは持つておりません。これは結局需要に對して供給力と比較的少いものでありますから、やはり外貨は別々に組んだ方がよろしいというように考えております。

○赤路委員 それでは、二十九年年度の石油の輸入は、今鉱山局長からお話がありましたように、それ〴〵品種別にやつて輸入をされることになるわけでありまして、二十九年年度の需給計画をどういうふうにお立てになつておるか。その需給計画との関連において、今度の外貨割当によつて各品種別に輸入される量は、どういうふうに計画されておるのか。その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 品種別については、大体今内定しておりますものは、国内の消費を二十九年年度においては、揮発油、燈油、軽油、重油、これだけの品種の總計を八百九十四万キロリットルというように考えております。これ以外にある程度の潤滑油とか、そういうものが入るわけでございますが、大きなものとして申し上げますと、揮発油、燈油、軽油、重油の總額を八百九十四万キロリットルというように考えております。この八百九十四万キロリットルは、二十八年度の消費実績が八百六十万というふうになつておりますので、それよりも約三十四万キロリットル程度ふえるわけでございます。この八百九十四万キロリットルの消費につきまして、これを品種別に申し上げますと、ガソリンは二百三十七万キロリットル、燈油が五十五万キロリットル、軽油が七十万キロリットル、重油が五十七万キロリットルというふうになつております。この中で、ガソリンの二百三十七万キロリットルのうち、約三十万程度を製品として輸入するといふように考えております。それを差し引きました二百七万程度が、原油を買つて来て精製してガソリンをつくることになるわけでございます。それから燈油、軽油については、製品輸入はほとんど考えておりません。原油を買つて来て精製してつくるといふふうになつております。それから重油については、五百三十七万キロリットルのうち、約三百四十万キロリットル程度が原料からつくるものでありまして、残りは二百三十万ちよつと思ひますが、こ

れが製品を買つて来る製品輸入でございます。昨年に比べると、總額において約三十四万キロリットル程度ふえるわけでございます。そのうちガソリンについては、昨年は二百十五万キロリットルでございますが、約二十二万キロリットルふえるわけでございます。燈油が昨年は四十四万キロリットルで、これが今年は五十五万キロリットルというふうに見えております。軽油については、六十四万キロリットルを七十万というふうになつております。重油は昨年と比べますと、三月三十日の数字に考へておりますが、同じ数字に考へております。重油については、石炭企業との関係があるので、昨年の実績程度に押えるといふことにはいたしたわけでございます。また衆議院の通産委員会におきましても、重油については大体昨年の実績程度という了解になつておりますので、これは先ほど申し上げましたように、石炭企業との関係からみれば、これはさきさきというわけでございます。

○赤路委員 昨年度八百六十万キロリットルのものが、本年度は原油及び製品輸入をまぜて八百九十四万キロリットルで、三十四万キロリットルふえておるわけでございます。しかし全体の国内需要量は昨年よりずっとオーバーして来ると思ひます。特に重油の面においては、それがはなはだしいのじやないかと思ひます。残りが、ただいま鉱山局長の方からも、通産委員会でも重油面では昨年度と同じ

量という事は了解されておるのだというお話がございました。しかし通産委員会でも参考人呼びましたときの意見の中にも、たとえば日本鉄鋼連盟の岡村武君のお話によりますと、二十八年度七十七万キロリットルであつたものが、二十九年度は九十三万五千キロリットルに増加するだろう、また電気事業連合会の平井参考人の意見の中にも、二十八年度四十万キロリットルであるものが、二十九年度は四十四万五千キロリットルになるであろう、こういうことが言われております。また水産関係から参りましても、昨年度より船全体が大増大化されております。従つてこれらの面でもふえて来ることは明らかであります。こういうふうに二十八年度よりも二十九年度は石油関係の需要量がふつとふえるという前提の上に立つて、通産省の方では第一次の需給計画をお立てになつた、こう私は考える。第一次の需給計画によりますと、全体の需要量が一千三百三十七万九千キロリットル、この需要量に対して見合うように需給量を持つておるわけなのであります。こうなつて参りますと、国内原油がそうしたいして太きくない、全体から申しまして四割くらいにしかつていないということになりますので、相当大幅な供給不足ということになつて来るかと思ふわけなんです。特に私たちが心配いたしますのは、重油面の五百三十七万キロリットル、これが昨年と同じで押えられておるといふことになりまして、ことしの下期に至りましては、相当重油の不足ということが表へ現れて参りまして、漁業の操業等につきましては非常に大きな圧迫になる、こういうふうに考えるわけなんです。

ですが、どちらにいたしましたとしても、この数字では二十九年度の需要量は絶対になかたつて行けないと思ひますが、このほかに何かこれらの調整をはかる方法をお考えになつておるかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 重油の五百三十七万キロリットルの消費は、私どもの方としましてはいろいろ方法によりまして、漁業用あるいは農林用、船舶用、こうした方面の需要に対しては、これは絶対に確保する方法を講じたいと考えておりますが、それ以外のたとえば暖房用でありますとか、あるいは浴場用でありますとか、こういうものにつきましては消費の規制をわれわれの方といたしましてはいたさず考えでございまして、ただいまお話がありましたように、五百三十七万キロリットルではとても足りないのじやないかというようなお話があるのですが、これはその通りでございまして、私の方の大体の見通しといたしましては、現在自由にそのまま放任いたすということにいたしません、少くとも二十九年度におきましては六百三十万、あるいはそれ以上の消費があるのじやないかというふうにわれわれは考えておるのでありますけれども、今申し上げましたように石炭企業との関係等からいたしまして、どうしてもこの五百三十七万程度に押えなければならぬということになつておられますので、私もいたしましては、事業に対してこれくらいに圧縮されますから、どうしてもそれはそのまま放置いたしますと問題が起きますと考へますので、今申し上げましたように農林用、水産用、船舶用、こ

ういふ方面に対しては絶対に必要量は確保するような措置を講ずる。それから不必要な需要でありますたとえば暖房関係とか、浴場関係とか、こういうものは消費規制する。それからその他の大口、たとえば鉄鋼でありますとか、あるいは電力でありますとか、ガスでありますとか、そういうものにつきましては、これまた消費の規制をするというふうな考へておりました、これは先ほども申し上げましたように、二、三日前の閣議におきまして、その方針が決定されております。この委員会におきまして私は、再々農林あるいは水産関係、船舶用につきましては、これを確保するような措置を講ずる、ただまだ文書として出してないというのを申し上げましたが、いよいよ閣議におきまして決定をされたので、私の方としましては近いうちにはつくりだした方法を通牒いたしまして、それによつて確保する方途を講じたいというふうに考へております。ただその五百三十七万キロリットル以外に、実はランニング・ストックとしまして、重油につきましては三十二万二千キロリットル、この程度は考へておりました、合計いたしますと五百三十七万に對して五百六十九万二千という数字になるわけでありまして、どうしても問題が起きましたとき、こういうランニング・ストックの方で調整をはかりたいというふうに考へております。なお五百三十七万キロリットルのうちで、船舶運輸関係、農水産関係、これは合計いたしました二十八年度の実績が百五十八万キロリットルでありますので、この五百三十七万から見ますと、数量としましては比較

的少い方でありまして、ランニング・ストックをある程度持つておりましたれば、急場の場合におきましては私はある程度調整ができるというふうに考へております。

○赤路委員 この重油と石炭との総合燃料計画はなか／＼大きな問題でもありますし、本委員会ではそれらの問題には触れないといたしまして、ただいま鉱山局長の方から、農水産及び船舶関係の必要量は絶対に確保するということをおつしやつていただいたので、非常に心強く感じるわけでございまして、もちろんこれに對しましては、これまでおつしやつていただくとすから、十分な御確信を持つた上のごことであらうと思ひますので、くどく申し上げたくはないと存じます。ただこの五百三十七万キロリットルの中で、製品として輸入いたしますものが二百三十三万キロリットル、あとの三百四万キロリットルは原油からの精製になるようございまして、最近の精油工場設備は、通産委員会の方でも何か話になつておつたようございまして、高オクタン、高オクタン、揮発油精製装置がほとんど各工場ともに完成しつつある。従つて原油を精製いたします場合は、ほとんどが高級用のものがつくられるという事は当然なことになりますので、二百三十三万キロリットルの重油がこの原油精製によつて出るといふふうにおつしやつておられるわけなんです。ありますが、この精製過程において高オクタン価の高級油がより多くとられ、というふうになつて参りますと、当然重油というふうなもの、製品は量として低下して来るのじやないか、こういうことが一つ心配されるわけなんです。

あります。特に水産関係あるいは農林関係等が使われますA重油あるいはB重油というふうなものが率としてはぐんと少なくなつて、むしろ重油という範疇においてはC重油が多くなつて来る、こういうふうな傾向になつて来る可能性があると考へられるのであります。この二百三十三万キロリットルのうちA重油がどれだけ、B重油がどれだけというふうなことがおきめになれるかどうか、この点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 今の原油を使つて精製する場合の品質の問題は、揮発油の問題が主でございまして、揮発油につきましては今おつしやいますように、最近においては精製設備も非常に近代化されておられますので、比較的品位の高いものがとれるようになって参つておるのであります。しかしまだとて外国の油よりも相当高いオクタン価というところまでは行つておりません。大体今オクタン価七〇くらいの程度ではないかというふうに考へておりますが、外国の製品は七五以上のものが入つて参つておりました、ガソリンについては国内の製品だけにたよることとは非常にむづかしいのじやないかと考へますので、われわれの方としましてはこの二百三十三万キロリットルのガソリンのうちで約三十万くらいはやはりオクタン価の高い製品を入れるべきじやないかと考へております。従いまして三十万大体引き減した二百七万程度をベースといたしまして、そうしてこの重油なりあるいは燈油なり軽油というものができるわけ、その数字が先ほど申し上げましたように、三百四万キロリットルという重油の数字になる

わけでございます。それが原油からつくるものであります。残りの約二百三十万くらいというものは輸入に仰ぐわけでありまして。今おつしやいましたガソリンの品質の關係から原油の方が率が少なくなつて——数字はこういふふうになつていくけれども、ほんとうに出る数字は少くありませんで、どうかという御心配なのであります。これは私どもの方でもいろいろ専門的に技術的に検討しました数字でありますので、これよりも少くなつていくことは絶対にないというふうに考えております。また品質そのものにつきましても、これはそのとき／＼の事情に応じて、あるいはA重油の方がよけいいるとかあるいはC重油の方がよけいいるとかいうような場合におきましては、これは大体四半期ごとにこの計画は組んで行きますので——一年の大体の想定でありまして、そのうちで四半期ごとに実際の数字はきめて行きますので、その際にA重油を大体どれくらいにするか、あるいはB重油を大体どれくらいにするか、あるいはC重油を大体どれくらいにするかということ、は、その際きめて行く考えでございます。不自由のないようにわれ／＼の方といたしましてはいたしたいと考えております。なおその内訳の数字につきましましてはまた別にきまつておりますので、ただ全体の数字が五百三十七万キロリッターという消費を予定しているわけでございます。

○赤路委員 今詳しくお話を承つたわけでございますが、そのとき／＼の状態によつてA、B、Cの品種の出る数量は違つて来るということでございますが、違つて来るということになると、当然そこに需給のバランスというものが破れて来るということがこれまた考えられることだと思つておられます。しかしお話のように四半期ごとにそれらの線をはつきりして、そしてAにいたしましてBにいたしまして必要量を確保して行く、こういうふうなお話のように承つたわけですが、非常にくだいというございまして、現在の製油工場というものは、これは今の自由経済の上に立つた営利事業であると考えなければなりませんので、従つて政府の方からこれに對して、たとえばA重油を需給の關係からこれだけは出さなければならぬというふうな、数字をはつきりと指定して確保できるものであるかどうか、この点ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 実は特別な法的な統制はいたしませんので、その点は法律的にはできないわけでありまして、行政指導によりましてそういう措置は十分できますし、従来もあるいはA重油が非常に足りなくなつたという場合におきましては、Aの方をもう少しつくとか、このくらいつくとかということ、を言つて指導をやつて来ておりますので、その点については行政指導で私は十分できると考えております。なおもし製油会社の方でそういう情勢になりましたときには、これは先ほど申し上げましたように製品輸入を二百三十万以上入れることになつておりますから、その入れるときにちゃんと条件をつけまして、C重油を入れるとかあるいはA重油を入れるとかいう条件をつけることは、外貨の割当の關係から十分できますので、もちろん四半期ごとにやるわけでありまして、その際十分そういう措置はできると考えております。

○赤路委員 大体これで、私どもの方では農水産關係の、少くとも需要重油面については確保できるという御確信を承りましたので、安心できるわけなんでしょうが、しかしながら実際の今の市場の關係を見てみますと、たとえば本年度の外貨不足による石油類の輸入外貨割当というものが、需要量と見合つてアンバランスが生じて来るというふうな空氣が出て参ります。当然價格の面に大きく影響を持つて来ると思つておられます。最近、特に昨年来からず／＼上つておりますし、本年の三月十五日の市場の状況を見ましても、非常に高くなつておる。こういうふうな、實際上においては、今鉱山局長の言われまうように供給と需要の面では大に大きな不足はない、むしろ当然やつて行けるんだというふうな状態に机上数字上はなりませんが、市場においては非常な混亂を生じて不足がちになる。そのことのために價格がやみくもに騰貴して行くというふうな状態が現出されておるわけなんです。これを、これらの面を何とか調整しなければならぬ。この調整は単に一片の政府の発表なり何なりでは、ちよつとつかないのじやないかと思つたのですが、この消費者が使用する重油價格の安定と申しますか、これをはかる何か特別な方法をお考えになつておるかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○川上政府委員 実はこれらの問題につきましましては、もう二、三箇月前からいろいろ私の方でも申し上げていたのですが、閣議決定がまだ最後のきまりませんでしたので、私の方としましては、はつきりした通知なりそういう措置をとれなかつたのですが、二、三日前に閣議がはつきりされましたので、私の方としましてはさつそく、特に農水産關係、船舶關係のものにつきましましてはこういう措置をとるということ、をはつきり通知することにしたのであります。今その成案をつくりつた次第であります。その内容は、今までもとき／＼申し上げましたが、大体水産關係にとりまして、水産關係の特約店というのをはつきり指定する。それから全国に適宜、かつまた各漁村なりそういうところに、どこの特約店からこの漁村關係の油を出すというふうなことをはつきりさせる。その名簿をもちろんとつくりまして、そうしてその特約店に對しまして、どこ／＼の元売業者の方から出すということもはつきりさせる。その系統をはつきりさせまして、これはもちろん水産關係の団体とか、あるいは農林省の方、その他の關係方面には全部私の方から通知申し上げようと考えておりますが、そういう特約店、元売業者というものを私の方としましてははつきりさせまして、そうして各元売業者別に、漁村關係のものは重油を大体どれくらい——これは少し余裕を持つた数字にしたいと思つたのですが、そういう数字をはつきりさせたいと考えております。そうしまししてその元売業者が責任を持つということにしまして、もし特約店の方で非常に不当な價格で売るとかいうような場合、あるいはあつても売惜しみをして売らないというような場合が生

じましたときには、苦情処理機關というのを各地方別に設けてまして、これは大体県別に考へておりますが、県に一箇所というところは別に考へておりません。場合によつては代理機關というものを二、三設けるかも知れませんけれども、そういう苦情処理機關というもの、をちゃんと設けてまして、そこに行けばどこ／＼の店がとか、非常に高い値段で売つておるか、あるいは物があつながら売つてくれないという場合におきましては、その苦情処理機關の方へ申入れをしますと、その系統の元売業者というものがはつきりいたしますので、その元売業者に對しまして責任を持たして制裁措置をとる。その制裁方法としましては、いろいろ法律的に考へたのですが、別に問題はないというところでありますので、その元売業者の系統が非常にまづい配給なり、あるいは高い價格で売つたりしたときには、その元売業者に対する外貨の割当を減らす。これは元売業者にとりましては最も痛いことでありますので、やはり自分の責任において、指定された自分の系統の特約店を督促して配給すると考えられるのであります。私の方はそういう元売業者の責任を追究して、元売業者の外貨を押えることにしたい。そうしてまた非常なうま／＼やつていける方面の系統の元売業者に外貨をつけるというふうにしたいと考えております。なお苦情処理機關には、價格の問題とかいろいろ問題を申し入れたいと思つておりますが、價格の問題につきましては、適正價格というのとはちよつと指示する考えでございます。それ以上に非常に不当に

す。これはやつてみなければわからない。もしやつてみてもなにかつけない場合は、外貨割当を消費者にすることももちろん考えられる、こういうようなお話でございすので、私はこれでけっこうだと思ひます。

そこで第一に考えられております配給ルートの問題及び適正価格のこと等につきましては、一体いつごろに文書化して流されることになりましようか。現在の状態においては、できるだけ早くこれをやつていただきまして、需要者側の不安定な気持を一掃することが、この際最も必要ではないかと思ひます。

それからこれは別に希望でございす、適正価格の決定については、もちろん私が申すまでもないと思ひますけれども、十分ひとつ御検討の上でお願いしたいということを、希望として申し上げておきたいと思ひます。

○川上政府委員 農林及び水産業関係、あるいは船舶業関係の今申し上げました供給の調整措置といふは、そういうものにつきましては、おそろく十日以内にはこれを各方面に通知できると思つております。われ／＼の方としまして、前からいろいろ検討をやつておりまして、近いうちに省議決定をして措置をしたいというふうに考へております。

それからその際、あるいはそれより少し遅れるかもしれませんが、要するに系統別にどこ／＼の漁村に対する配給はどこ／＼の店から出す、しかもその系統の元売業者というのはどういうところだということもはつきりさせたいと考へております。それから適正価格の決定につきましては、われ／＼の

方としましては、今までは価格につきましてはあまり立ち入つた指導はやつて来なかつたのですが、最近の情勢にもかかわらず、またこういう措置をとりますれば、勢いどうしても価格をやかましく言わなければならぬことになりましよう、私の方で大体その地区別の適正価格というものをつくりまして、この価格を基準として販売しろといふことを言ひますし、その価格を私の方としましては各方面にはつきり連絡したいと考へております。もちろん先ほど申しましたように公取との関係がありますので、これは若干は上下しなくてはならぬだらうと思ひます

が、一応の基準価格と申しますか、そういうことははつきりさせたいと考へております。

○赤路委員 そこで希望だけ申し上げておきますが、適正価格の作成にあたりまして、通産省の方でおつくりになりますときは、もちろん十分手だてはお持ちだらうと思ひますが、先般通産省からいただきました石油製品の価格のところ、現状とそぐわない点があるように思つて、そのときさういふことを私は御注意申し上げておいたことと考へますので、一応各生産者側の意見等をお聞き願つて、各般の民間の意見を一応参考に総合された上で立て願ひますように、希望だけ申し上げておきます。

○鈴木(書)委員 関連して。ただいま赤路君から詳細にわたりましてお尋ねがありまして、御当局の今後の御方針が明確になつたわけでありまして、私は二、三点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

第一点は、鉱山局長の御説明により

ますと、苦情処理機関を設けるといふことでありますが、その苦情処理機関の構成メンバーはどういうふうにお考えになつておられますか。

第二点は、鉱山局長も十分御承知のよう、漁業用の燃料の需要量といふものは、非常に漁況に支配されて浮動いたします特殊事情を持つておられるわけでありま

す。この点は水産業界自体におきましても、十分その需要量をその時期その時期に把握することはもとより困難でありますけれども、水産庁及び業界の意見を十分徴することによりまして、各漁期における需要量が大体把握できるものと思ひますのであります。もとより完全な統制でございせんから、その配給の確保、需給の調整を完全にすることは困難かと思ひますのでありますけれども、漁業の特殊性に即応しまして、大体需給の調和がとれるように御配慮をいただく意味合いから、十分その需給の操作にあたりましては、水産庁と緊密な御連絡を願ひたい。また水産庁は漁業界の各団体の意見を十分聴きま

す。この二点だけをお伺ひしておきたいと思ひます。

○川上政府委員 地方の苦情処理機関、これは大体私の方としましては、県別に設ける考へでございす、その県の苦情処理機関は元売業者と特約店、特約店は全国の特約店の協会というのがあります、その支部が各県にありまうので、その支部に今申し上げましたメンバーでつくりたいと考へておりますが、なおこれにつきまして

は単に石油の販売業者だけではなくて、あるいは漁業関係の代表者とかそういう方々も入つていただくと非常にけつこうではないかというふうに考へております。この構成メンバーにつきましては、各方面の者も入れて公正な機関にしたいというふうに考へております。

それからこの水産関係の需要につきましては、非常に浮動性があるとつしやいまして、まことにその通りであります、私の方としましては、ほかのたとへば鉄鋼とかあるいは電力とかさういふものと違ひまして、そういう季節的な浮動性と申します、それに対して十分対処しなければならぬと考へておりますが、ただ年間の全体の数量としましては、最近の実績を見ましても、そう飛躍的に鉱工業みにいふてはいいないわけでありまして、すなわち二十六年度の数字を見ますと、船舶、運輸、農水産合せまして百十七万キロリッター、それから七年度が百四十一万キロリッター、それから二十八年度が百五十八万キロリッターといふような数字になつてお

つておりますけれども、ほかの産業と比べてますと問題にならぬくらい数量そのものは比較的安定しておるやうな情勢になつております。ほかの需要を見ますと、鉱工業関係全部で二十六年の九十四万八千、これが二十七年には百六十五万、ところが二十八年度になりますと三百六万といふふうな飛躍的に非常にふえておられます、そういうものと比べますと、水産関係とかあるいは漁村関係、船舶関係といふのは、比較的数量は漸次ふえてはおりますが安定し

ております。そこで私の方としましては、その浮動性に対しては、常に一定のランニングストックといふものを持つておりますので、それが大体原油につきましては全体で二十日分くらい持つておりますので、もし何か問題が起きましましたときは、そつちの方から指示いたしまして出して、それで調整したいといふように考へております。全体で約二十日分くらい常に持つておりますと、漁業関係は量的には比較的少ないのですから、私の方としましては、いざという場合にはそつちの方から調整できるのではないかと考へてお

まします。なおこれらのいろいろ問題につきましては、水産庁なりあるいは業界の方とも十分連絡をとつて対処したいというふうに考へております。

○田口委員長 次に漁業損害補償に関する件について議事を進めます。本問題に關し、本日政府側出席者は清井政府委員、立川説明員、調達庁次長堀井政府委員、補償第二課長佐藤説明員。大蔵省谷川主計官はいましばらくしたらおいでになるやうであります。質疑を許します。石村英雄君。

○石村委員 主として国連軍関係の漁業による損害に対する補償問題についてお尋ねしたいと思ひますが、まず一般的に、国連軍との行政協定等で、漁場を演習場その他の基地として提供されるやうな話合ひが、どういふうに進んでおるかという問題と、もう一点は、そういうことになつた場合に損害補償をどのように考へておられるか、この二点をまずお尋ねしたいと思ひます。

五

そうして米軍の方は補償を受けておるのに、英露軍の方の物資置場は全然補償を受けていない。こういうようなことが末端におる漁民の諸君の感情的な面からまづ起っていることは事実なんです。これはすみやかに手を打つていただかなければいけない。だからこの際国連協定を待つまでもなく、ちやうど九十九里浜のあの問題のときにもあつたように、何か別途の形でできるのじやないか。この点を先般来当委員会でもお話し上げたときに、答弁の集約された結論をいたしましては、とにかくあたりどころは見舞金として出すという手はある、それは何かというと、閣議決定だ、こういうことなんです。閣議決定をすれば見舞金として出せる、こういうような線が出ておるとすれば、国連協定などいつできるかわからない。あしたできるならそれはそれでいいでしょう。しかしこれから三箇月、六箇月先になるかもしれない。これはまだわからぬ。すでに現在まで相当な日時を要しておる。そうなるて来ると、これはいつまでもほうつておかなければならぬということになるわけだ。そこで当面これにかかつておられます当局の人たちといたしましては、政府の方で十分その点を督促つて、将来ある一つの算定基準によつて、補償をするときの前提と申しますか、前払いというおかし形にはなりません、一応見舞金として出しておいて、そうしてそれは、今度国連協定ができた場合に、基準により算定した補償金で相殺して行く、こういうような方法が私は考えられると思う。ほんとうに政府において末端の漁民の諸君の窮状をよく考え、親心があるな

らば、そのくらの手はとつていただくの、私は当然じやないかと思う。それを今日までやりつづなして、委員会であつたければ一向何もしないというに至つては、私は言語道断だと思ふ。もちろん調達庁におきましても、外務省におきましても十分いろいろの処置は講じていただいておりますと思ふが、一向進展してないというところになると、これはやつぱりほつておるんだということにしか第三者は解釈しない、こういうことにならうかと思う。従つて可及的すみやかにこの点は調達庁なり外務省が水産庁ともよく御相談願つて、それ／＼の所管大臣にむしる強くこれを要望して、早くこれらに對する適切な手を打つていただくことを、私は質問でなしに要望として強く申し上げておく次第であります。

○小高委員 東京湾の防濶網及び特別損失補償法による損失補償がまだ出ておらない。この問題については、漁民が非常に困窮しておる際に、なぜ早くしてくれないのだという怨嗟の聲となつて、今各地区からその声を聞くのでございませう。ただいま聞きますと、大蔵省の谷川主計官が来られるそふであります、いまだお見えにならぬようですが、谷川主計官と特別調達庁の方々と一緒に議論を進めて行きたいと思ひますので、谷川主計官が来るまで、その間水産庁長官に原爆及び朝鮮、中共の漁業損害補償の問題につきましてお尋ねをいたしたいのでございませう。

昨日私神奈川三崎に参りまして、原爆による被害対策委員会へ顔を出したのであります、その被害が意外に大きかつた。その実情を聞くにつけて、漁船及び漁業者の被害ばかりでなく、間接的なものを取扱う魚価の値下りによるところの業者の損害が実に大きいのを調査、研究して参つたのでございませう、この問題をどうしよううに解決するかというところになりまうと、これは日本だけの手ではどうにもしようがないという実情にあらうと思ふのであります。そういうことを考えながら、この結果をつけまするには、第一に政府が急務救済措置を講じ、あるいは救済措置を講ずるうちに金融という問題が当てはまつて来るのでございませう、直接損害、間接損害のこの補償、いろいろ議論はされておりますけれども、ただいまのところ話が固まつておらない。ですから漁業者及びこの関係取扱業者も絶えず不安におびえておるのでございませう。そこで根本的な解決は、国際問題をからみまうがゆえに、来る二十四日からジュネーヴにおいて開かれます極東平和會議に、本問題を持ち出す用意を今からしなくてはならぬかと思ふのであります。極東平和會議は、過般のベルリン四国外相會議の際にとりきめたものでございまして、朝鮮問題の平和的処理とインドシナの平和回復の問題、この二つの問題を議題として行われるのであります、この機会に日本は発言を得たいのでございませう、私が調査した範囲によりまうと、日本はこの平和會議に参加できない遺憾さを數かざるを得ないのでございませう。この招請に応じて集まる国は、米、英、カナダ、仏、ビルマ、インドネシア、シリア、エジプト、メキシコ、タイ、これらの国が自由国家として出席

するやに聞いております。共産国系統をいたしまして、北鮮、中共、ソ連、チエコ、ポーランド、中立的態度をとつてゐる国をいたしまして、インド、スイス、さらに米國から特別に招請を受けておる國としてフィリピン、オーストラリア、ベルギー、コロンビア、エチオピア、ギリシャ、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、これらの國々があるやに聞いておるのであります。そこで日本がこの極東平和會議に招請されておらない。また出席することもできない。できないけれども、この機会をとらえて、原爆実験によるところの大づかみに見積りました損害は、魚価の低落によるもの約二十億、魚族滅の見込みが十億、少くとも三十億以上の損害を与えられておると私は推定いたしておるのでございませう、これをどうしよううに極東平和會議のこの絶好のチャンスをとらえて解決するかという点につきましては、本會議へは出席できませんけれども、持つて行きようによりまうと、本會議外の會議がこの種の會議には絶えず附带的に行われるのでございまして、會議外に會議等で上手に空気をつくつて、場合によつては極東全体の平和懇談会というものに日本が出席するということとは、少しく政府が上手に動きまうとできるのでございませう、から、さようなことをいたしまして、第一に、原爆の実験中止に關して先般の衆議院の本會議において決議案を決定いたしました、この案文に基く実施を行いたい。いま一つは、さらに中止の声を相當強いのでありますから、これらの結果を出したい。この問題にからんで國際的に見たところの補償

問題が当然生じて来るのでございませう。この補償問題が國際的に取上げられて、アメリカ側も確かにこの際補償しなければならぬということになりませんと、日本政府が補償金を出しにくい。出すということにきまらうならば、そのつなぎ資金とか、あるいは中間解決として補償金を代払いするなり、あるいは金融措置を講ずることができるとございませう、大本は何といつてもアメリカであるということになりますと、これらの國際平和會議を上手に取入れた一つの行動をとつて行かなければならぬのじやなからうか、この点について水産庁長官はいかなるお考えをお持ちになれるか、まず一点お尋ねいたしたいのでございませう。これに關連いたしまして、今までの朝鮮海域及び中共の海域において、あるいは海域と言われ、あるいは海域外と言われておるものもございませう、すでに年々拿捕抑留されました漁船の損害は、今日まで約百億と言われている。この兩三年間において三十億近い損害を受けておるのでございまして、現在の状況をもつてすれば、中共及び朝鮮あるいはソ連關係の拿捕抑留は次第に強化されると手がゆるんでゐる情勢には見受けられないのであります。これらのことを根本的に解決するには、一体どこでどうすればいいんだということになりますと、極東平和會議、この絶好の機会をとらえまして答を出して行かなければいけないのであります、この点につきまして水産庁、はさだめし政府内部において相當の折衝なりあるいは話し合いをつけておられることと思ふのでございませう

が、それらの見解についてまずお尋ね
いたしたのでございます。

○清井政府委員 ただいま御質問のあ
りました点でございますが、今回の原
子力の爆発実験に際して、日本の漁船
並びに漁夫が罹災をしたという問題に
つきましては、私もいたしましては
この問題に関する解決策につきまし
ては、早急に政府側としても目鼻をつ
けたいということで、目下関係省で打
合せ会を開催いたして、今までに四回
合会を重ねて相談をいたしておるの
でございます。しかしまだ確実なる結
論に達しておりませんので、御説明申
し上げる段階になつていないことは、
私といたしましてはなほだ実に残念
に考えておるのであります。しかしこ
の問題は、非常に深刻な問題でござい
ますし、直接の関係漁業者の方はおち
ろん、これによつて影響を受けました
ものは非常に広範囲にわたつておるの
でございます。特にまた最近、ただい
まお話がありましたように、三崎にお
いてもいろいろ問題が起したというふ
うなこともございます。この問題につ
きまして、私も目下できるだけこれ
を具体化するべく相談をいたしておる最
中でありまして、特に補償の問題等につ
きましては、問題があるのであり
ますが、この問題につきましても、私
ども水産庁の立場といたしましては、
できるだけのことはいたいという
考えで、数字を今練つておる最中であ
ります。いずれまた結論がつか次第ア
メリカ政府とも相談をいたす段階に近
く相なるのではなからうかと思ひます
けれども、この問題につきましては、
私だけでこういうふうになるというこ

とを申し上げる段階ではございませ
んで、この点御了承願ひたいと思ひま
すが、とにかく私どもの立場といた
しましては、できるだけ早くこの問題
を具体的に解決するように、そして関係
の業者の方々に對して、少しでも早く
適切な手を打つようにいたして参りた
いという考えでございます。この考え
のもとに、関係省の方とも相談を進めて
参りたい、こういうふうな考えですの
で、その点は十分御了承願ひたいと思
ひます。

またこの問題に関連して、平和會議
においていかに取扱うかという問題で
ございまして、この点は後段において
御質問のありました中興等に拿捕され
ている問題との関連もあると思うので
ございまして、私もちやうどこうい
うような會議の開かれる際におきまし
て、日本の漁業者が他国の不当なる措
置によつて受けた損害に對しまして、
何らかの形においてこの問題について
接觸を持ちたいという気持のもとに、
実は私も外務省ともいろいろ相談を
いたしておるのであります。しかしこ
の問題は、私よりお答え申し上げるこ
とはできないのであります。これを別
途の観点からいろいろ検討しなければ
ならない問題もあるようであります。
私もいたしましては、水産問題の
取上げ方について、外務省とも事務的
な話し合いをしておりますが、この問題
についてはまだ結論に達しておりませ
ん。しかしこの問題について私も
参りたいというので、目下協議中
でありますので、御了承願ひたいと思
ひます。

○田口委員長 なお本問題について、
委員長からも御相談いたしますが、実
は公海に関する小委員会を至急開きま
して、水産委員会としての具体案をつ
くつて、來週中に農林大臣、外務大臣を
呼んで話を進めたいというふうな考え
でおるのでございまして、皆さんの方
で御了承を得れば、そういう方向に進ん
でみたいと思ひます。ここに問題をと
り上げましても、なか／＼とまりが
つきませんから、公海に関する小委員
会をひとつ、どういふことを政府に要
求し、また委員会としてどういふ方法
をとるか、具体問題をまとめて、しか
る後に処置してみたいと考えておりま
す。

○小高委員 ただいま水産庁長官の答
弁と、水産委員長のお言葉によりまし
て、この結果をつける方向は大体わか
つたのでございまして、私がただいま
主張いたしておりますのは、水産庁長
官に伺ひましてジュネーヴのかかる大
きな平和會議があるのだから、こ
の際に正式に出席することはできない
けれども、このチャンスをとらえて、
日本政府及び業者代表でもいいのでご
ざいまして、それらの人々がジュ
ネーヴに乗り込んで、そしてパーテ
イでも開いて大いに語り合つて、こ
ういふ輿論を喚起することに努める、
これに對していけないという國はない
と思ひます。ことに英國等において
は、前回の會議において極東の平和會
議を開いたらどうかという発言さえも
あるのではありませんか、正式會議では
なくても、會議外の會議が開かれると
思ひますので、これが外務省の取るべ
き態度であり、同時にまた国民外交と
しても、このくらいのことをやらなけ

ればいけないのでございまして、それ
らに對して水産庁長官は、被害の當の
責任者という資格において、特に今後
この事を運ぶにつぎまして、たくまし
い行動をとつていただきたいことをこ
の機会に要請いたしておきます。

次に谷川主計官がお見えにならぬよ
うでございまして、特別調達庁の方
にお伺ひしたいと思ひますが、実は東
京湾の防潜網の補償金が出る／＼と言
つて、一体いつになるのだ、書類はト
ラックで一ぱい満載しても積み切れな
いほど複雑きわまりなきところの大量
持ち込んだけれども、一向事務が動か
ないじやないか、どうしてくれるのだ
という声が業者からしきりに出ていま
すが、仄聞するところによりますと、
大蔵省と折衝中だといふが、その折衝
中の額がどの程度になつておるか、ま
たいつごろ出るように相なつておる
か、どういふところに意見の食い違ひ
があつて延び／＼になつておるか、こ
れらの諸点についてお答えが願ひたい
のであります。

○佐藤説明員 お答えいたします。東
京湾及び佐世保湾に敷設されておるま
す防潜網及び水中聴音機によりまして
漁業者のこうむる損害につきましては
は、二十七年の末までは見舞金として
支払い済みでございます。それ以後の
損害につきましては、特別損失補償法
によつて損失補償を行うことになつて
おりますので、調達庁といたしまして
は昨年末以来申請書の受理、調査等に
着手したわけでございまして、何にし
ても組合数にして九十の組合に上つてお
ります。経営者数にすると八千、その
他労働者を入れますと数方ということ
になりまして、非常に相手が多数な

のでございまして、申請書の提出もま
ちまちになつて、やつと三月の中
ごろに調達庁にそろつて提出されて來
たわけでございまして、仰せの通り今回
は見舞金とは違ふのであります。地元
もそれを強く申し出ておるのでござい
ます。見舞金とは違ふ、実損を補償しろ
というのを強く要望されております
関係上、われ／＼としましてもよく実
態を調査する必要に迫られて、九
十組合につきまして標準調査も行いま
した。大体その調査も完了いたしまし
て、計數整理の上ただいま大蔵省に
折衝中の段階にあるわけでございま
して、これも間もなく妥結がつくものと
考えます。四月一ぱいにはどうしても
やりたい、こういうふうな考えておる
次第でございまして。

○小高委員 三月一ぱいにはどう聞達
つても必ず現金が出るというもので
あつたのが、四月一ぱいに延びた。そ
こで事務が多岐にわたつておることは
よく承知しておるのであります。こ
れは法律が成立するとともに、ただち
にわかつていたことでありますし、成
立しなくても、すでに前年度の見舞金
を出したその基礎等によつて——かく
のごとく事務が滞滞するのはおかし
じやないか。漁民も事務がなれないか
らあるいは手落ちがあるかもしれない
のであります。役所側にも何らかの
こで食い違ひがあるから、その折衝
のために遅れておるのではないかと。仄
聞するところによると、大蔵省の主計
官の連中が算數でもやるつもりで、加
減乗除の一つの基礎的な考え方のもと
に、何パーセント上げたいか下げ
たいか、こういう考え方を、
この法律の精神に基く実損額を全額、

しなければならぬと思うのであります。アメリカに向つては、先般の本会議の決議においても、その趣旨が明らかにしてあるわけでありすけれども、アメリカに向つては、かかる無警告の原爆の実験は絶対にやつては困るということをあくまで追究しなくちゃならぬと思います。これは日本の国民の權利を無視するだけではなく、世界を無視するものであります。このことを私は強く要求しなくちゃならぬと思うのでありますけれども、これに對して水産庁の長官はどういう御意見を持つておられますか。御意見を漏らしていただければありがたいと思います。

○清井政府委員 根本的な國際的問題になりますと、私がお答え申し上げる範圍を出ると思うのでございますが、私も水産庁の立場として率直に考へておりますことは、先般私どももいたしました、当初事件が起りましたすぐに、政府部内において申し進めをいたしましたのであります。その問題は、ただいまもお話がありました通り、今後無警告で爆撃実験が行われるということにつきましては、水産業の立場から申しまして非常に危険があるということによりまして、何とかこれを事前

に知らしてもらふような方法はないだろうか、こういうような趣旨であります。それから第二回目の區域擴張が行われましたときには、すでに新聞紙等にも報ぜられておりますけれども、その期限あるいは區域その他の問題につきましては、できるだけこの問題をおが国の水産業界への影響を少くするという方向で、できるだけ早くそれを解決してもらいたいという意味におきまして、外務省とも、あの事件が起りましたすぐ折衝を開始いたしましたのであり

ます。その後の水産業界の、こういうような演習はぜひやめてくれという強い御要望もあります。私もともいいたし、業界の声としてもつともであると思うのでありますが、私どもの立場としてこれをどういうふうに取り上げるかということについては、十分外務省と相談をいたさなければならぬと思ふのであります。私もともいいたし、直に申し上げまして、かつお・まぐろの漁業のみならず、ひいてはわが国の水産業界に対して悪影響がある問題につきましては、できるだけこれをなくす方向に努力しなければならぬと思ふので、こういう方向において、政府部内において十分連絡を緊密にして折衝して参りたいと思ふ。

○遠藤委員 外交上の問題については、外務大臣の出席を求めているが、議論したいと思ふのでありますが、水産の問題についても少し伺いたいのであります。先般、三月二十四日の委員会、この第一回の原爆実験の結果生じたところの日本漁民に対する損害はどの程度になるか。もし金額が出ないとなれば、どういう項目について損害があるかというのを、至急明らかにしていただきたいということを申し上げていたのであります。その損害についての大体の見通しでいいんです、調査が進みましたら、ひとつここでお示しいただきたい。

○清井政府委員 この損害の問題につきましては、御質問の御趣旨は十分わかりました。ただいまこの内容について申し上げる段階にないことをお許し願ひたいと思ふ。ただ今度の問題の起りました損害は、非常に範囲が広いのであります。それには直

接あるいは間接を問わず、いろいろな問題があると思ふ。また損害の種類もいろいろあるわけでありまして、こういった問題を事務的にくまなく当てるのであります。そこで何とかしてこれをすみやかに解決したい。できるものから先にどん／＼やつて行くという形でやつて行きたいということ、私もともいいたし、徹夜を二度も三度して急いでいるのであります。そういうことである程度は数字をつくらせて来つたのであります。この問題については、項目等につきましては、金額であるか、項目等につきましては、ちよつと今申し上げる自由がございませぬので、御了承を願ひたいと思ふ。われ／＼としては、できるだけ努力をいたしまして、早くいたしたいと考えております。

○遠藤委員 原爆被害に対する損害補償の問題であります。先ほど小高委員からも報告がありましたが、神奈川県の三崎の港にしましても、最初の被害地の焼津の港にしましても、もう火が消えたようになつてしまつた。とにかく日々の生活にも困るような状態になつて来ているわけでありまして、その損害がどの程度であろうかということをお調査するに、すでに一箇月かかつておつて、まだどの程度の損害だか見当もつかないようなことではあります。しかし漁民から見ると、毎日々々生活をしなくちやならぬのであります。もうしりに火がついていっているわけでありまして、でありますから、これを国際問題とか何とかいって長く調査なんかさ

れておられますと、ひよつてしまふのは漁民であります。なるほど国際問題でありますから、簡単に行かぬということ、説明としては一応できまふけれども、漁民の方から見れば、日々の生活にも困つて行くような問題が次から次へと出て来るわけでありまして、そこで私はこういうことを考えるのであります。今回の原爆の被害は、一面においてはアメリカの責任であります。私もともいいたし、一点の疑いもなくアメリカの責任であるということをかたく信じております。それは同時に日本政府の責任でもあるであらう。日本の漁民が非常に困つてゐる。公然と、しかも平穩無事に漁業しておつた漁民が生業ができなくなつて来た、あるいは大きな被害を受けたというところは、見方によれば日本政府の責任でもある。でありますから、日本政府がとりあえず適当なりと信ずる損害賠償をまず漁民に与えて、漁民の生活のめんどうを見て行く。そして日本政府がこれだけ漁民に金を出したんだ、アメリカよこしなさい、そういう請求の仕方もあると思ふ。それとも、その点についてはどういうお考えをお持ちなのか、水産庁当局の御意見を伺いたいと思ふ。

○清井政府委員 日本政府の責任という問題は、できるだけ早くその解決をとりあえずせねばならぬと考へております。漁業者並びに病氣にかかつた船員保険法の適用、あるいは地元組合で若干支出等をいたしまして、一応は行つていようであります。

すけれども、むろんそういうことでは不十分でございます。またそういうことではつておいてはならぬわけでございます。私どももいたしましては、関係の方々も少し早く安心できるように措置をとらなければならぬというところでございまして、そこでいろいろ相談をいたしまして、私どももできるだけ早くやりたいと思つておるでございますが、実際問題として、これはなほだ残念でございますが、私どももいたしましてはもう誠心誠意、できるだけすみやかにこの問題を解決して参るようになつた、こう思つておるのであります。

○遠藤委員 水産庁当局のおつしやることもよくわかります。非常に困難でございまして、簡単に結論が出て来ないこともよくわかりますが、事柄は漁民の日々の生活の問題である、こういうことを念頭に置かれて、とにかくこの問題はあちこちと持ちまわつておつて、どこへか行方不明になつてしまつて、どこへか行方不明になつてしまつて、漁民が安心できるような手をお願ひして、私の質問を終りたいと思ふ。

○石村委員 先ほど船子島の問題につきましては、主として英米軍の関係をお申上げたのですが、現地の人の話を聞きますと、これは従来英米軍が主として爆撃演習をやつておるのだが、ときには米軍もやつておる、こういう話なのですが、それでいろいろ複雑な問題もまた出て来たのではないかと、思ふのですが、あの船子島を含む禁止区域につきましては、行政協定では米軍は砲撃の演習もやるということになつておるのかどうか、この点を確めておきたいと思ふ。

○佐藤説明員 船子島の爆撃の問題でございますが、アメリカの駐留軍はこゝで爆撃演習をやることにはなつておらないのでございまして、

○石村委員 なつてないということになります。英米軍の関係さへ、英米軍があそこ砲撃をやらないということに決定すれば、自然はつきりして来ていると思ふのですが、それではぜひとも英米軍に砲撃の演習をあそこでもやらせないという方針を、一歩も退かずに交渉していただきたいということをお願いしておきます。

○小高委員 大蔵省の谷川主計官がまだ来ないやうでありますから、特調と両者そろつたところで私の意見を開陳できないのは、誠に残念でございます。しかし特別調査に一言意見として申し上げておきたいことは、私は、昨年この特別損失補償法の審議中にこういうことを言つたのであります。大蔵省は往々にして特別調査が作成した基礎的な案について、意見を加えたりあるいは数字をもじることが、そういうことをやるならば、これは水産庁もいかなければ、特別調査もいかなければ、大蔵省へ万事もかせるのが妥当ではないか。支出責任者はだれなんだというのを尋ねますと、支出責任者は特別調査だとお答えになつておる。その支出責任者がつくりまして、しかも数箇月もかかつて、的確な基礎資料はこれであるといつて特調の方々がつくり上げた資料を提出すると、大蔵省はこれに対して意見を加えたりあるいは減額する。そういうことであるならば、大蔵省設置法の一部改正をすみや

かに行つて、すべてをあげて大蔵省の所管に移すべきである、こういうことを議論したのでありますが、その点について責任担当官はあくまでも特別調達庁であるというので、今までそのお答えを信じておつたのでありますが、それにしても特別調達庁の態度は自信がなさ過ぎる。おれたちがこれだけ熱心に、何箇月もかかつて漁村の実態をも調査に出かけてつくり上げた資料なんだ、これをくつがえすならそこにくつがえすだけの反証の確なものがあるかと言うぐらいの自信を持つていただかないと、いつまでたつても事務がはかどりません。この点はお答え願わなくとも、一つの希望意見として参考にお聞きとり願つておきます。

○田口委員長 お諮りいたします。従来神奈川県の小泉君からもたび／＼お話もあつたのですが、今回の水爆問題に関しまして、実は委員会でも一度三崎町に現地調査に行きたいと考えておつたのでございますが、幸い本日草葉町長、産業観光委員長小菅氏、業者代表の久野氏などがおいでになつておりますので、本会をとりまして、皆さんから三崎の実情の陳情を承りたいと思ひますが、さようにいたしてさしつかへございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは本日はこの程度にとどめまして散会いたします。

次回は公報をもつて御通知いたします。

午後零時三十七分散会